

第23期 第9回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和8年5月18日（月）
14：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」
（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

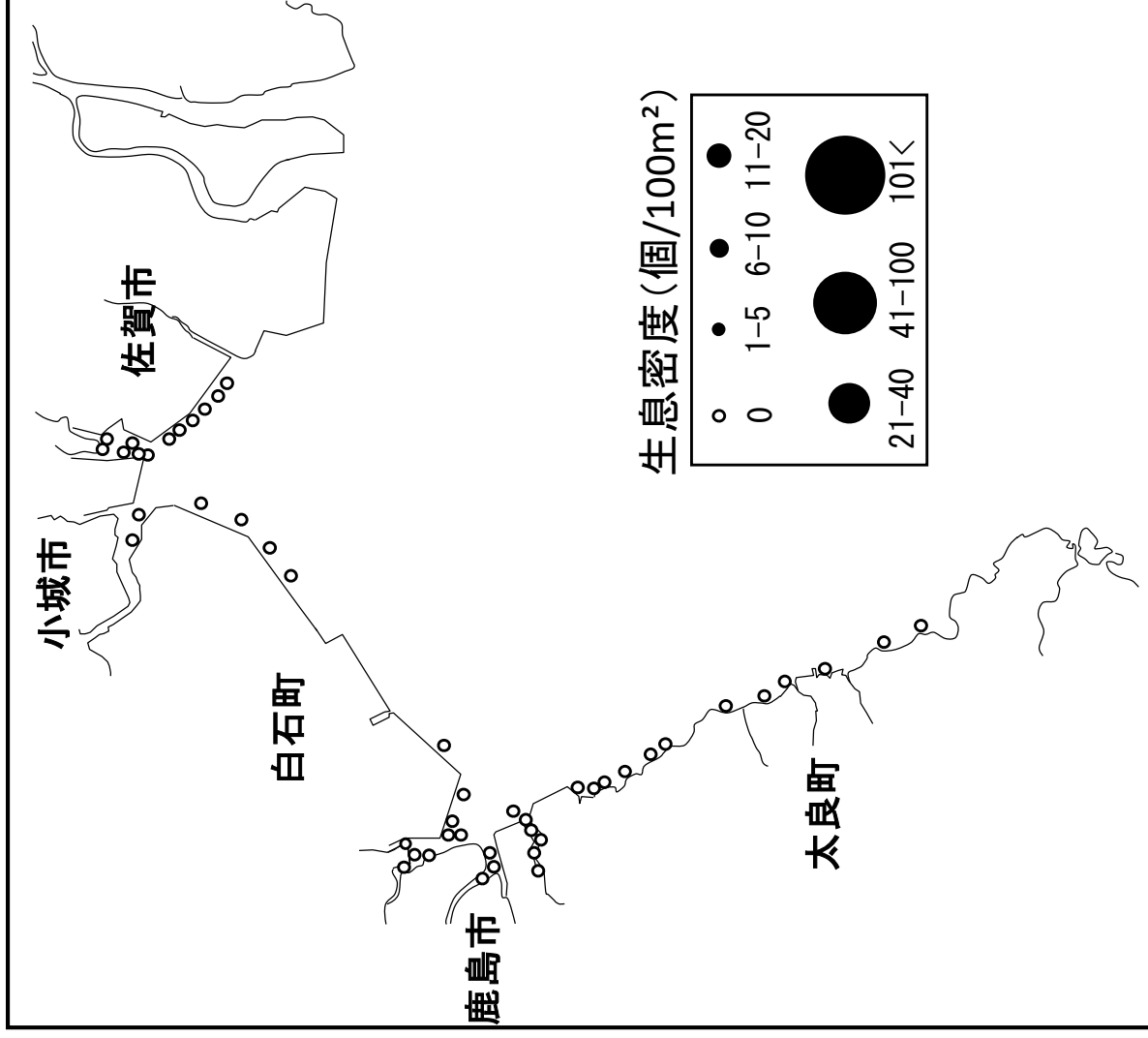
- (1) アゲマキの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・P1～3
- (2) ウミタケの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・P4～6
- (3) サルボウに係る試験養殖について（報告）・・・P7～10
- (4) 委員会指示の適用除外について（協議）
 - 1 佐賀県有明海漁業協同組合・・・P11～14
 - 2 （株）東京久栄・・・P15～26
- (5) 有明海区における漁場計画（案）について（諮問）・・・P27～33
- (6) 公聴会の開催について（協議）・・・P34
- (7) あんこう網漁業の新規許可について（諮問）・・・P35～39
- (8) 特定水産資源（ぶり）に関する令和8管理年度における
知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問）・・・P40～42
- (9) その他

3 閉 会

令和7年度天然アゲマキ生息状況

令和8年5月18日
有明水産振興センター

調査地点及び生息状況



○調査概要

地点数：48地点

時期：9～10月

方法：約100m 踏査し、探索

○調査結果

- ・ 全地点で生息を確認できず
- ・ 稚貝・成貝ともに発見できず

佐有漁協指第56号
令和8年5月12日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏

アゲマキの採捕禁止について（要望）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、県におけるアゲマキ復活に向けた取組が続けられております。

このため、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの間、委員会指示にてアゲマキの採捕禁止が決定され資源の回復を図ってきたところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きアゲマキの採捕を禁止し、アゲマキ資源を保護し資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、アゲマキ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 操業禁止期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区
3. 採捕禁止対象 全てのアゲマキ

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第73号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和8年5月 日

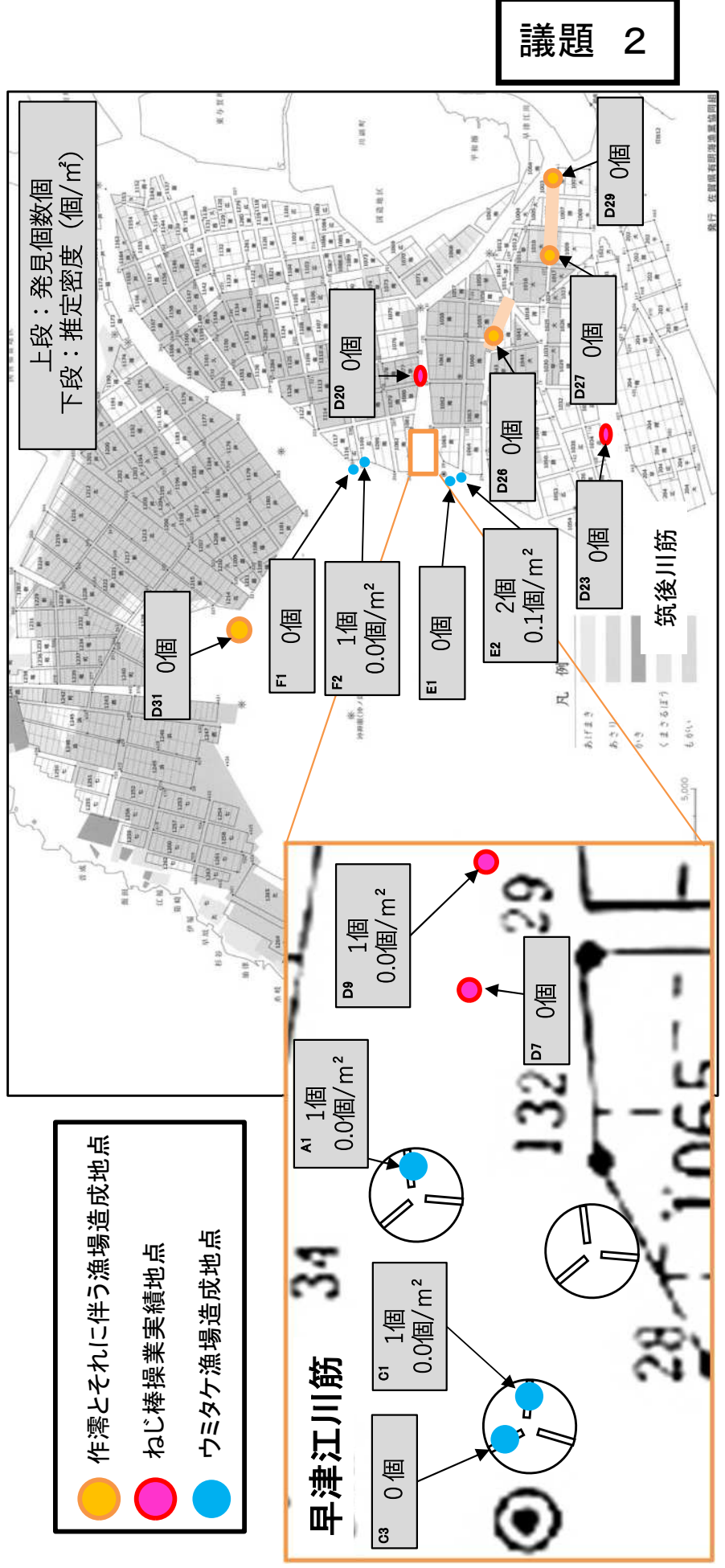
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

【結果】R8年春季_ウミタケ生息状況

令和8年5月18日
佐賀県有明水産振興センター

日時：令和8年3月23、24、27日
方法：5分間潜水（探索範囲は概ね1分で5㎡で推定）での発見個数を計測
結果：・生息は、15地点中5地点で確認し、早津江川筋の漁場造成地を中心に確認された（最大密度は推定0.1個/㎡）。
・発見個体はいずれも新子で、殻長30mm程度と推測される。



佐有漁協指第55号
令和8年5月12日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏

ウミタケ採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

有明海における漁業振興並びに漁業調整につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有明海特有資源であるウミタケについては、昨年度、漁場造成区の一部で若干の生息が見られましたが、令和8年春季における生息調査では資源量としてはほぼ皆無に等しい結果となっております。

このような中、一部では生息痕も見られており、徒手採捕が可能な場所にもウミタケの生息の可能性があることから、委員会指示期間の満了に伴い、引き続きウミタケの採捕を禁止し、ウミタケ資源の更なる発生を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、ウミタケ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 採捕禁止期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日
2. 採捕禁止区域 佐賀県有明海区全域
3. 採捕禁止対象 全てのウミタケ

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和8年5月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

佐有漁協指第51号
令和8年5月12日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏
< 公印省略 >

試験養殖実績報告書

令和7年5月8日付け試養第251001号で承認を受けたサルボウ試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別紙 令和7年度サルボウ採苗試験結果 報告書

別添様式第2号

試験養殖報告書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動植物の名称
サルボウ
- 2) 種苗の供給元および供給量 (実績)
該当なし

2. 試験養殖実績

試験項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
採苗器(モウソウチク)の設置			↔								
稚貝採苗状況の確認						↔					
稚貝生息密度の確認											↕

3. 収支報告

1) 支出の部

費目	金額
モウソウチク	60,000円

2) 収入の部

費目	金額
なし	

4. 試験結果の総括および課題、今後の展望

6月下旬に建て込んだモウソウチクを9月中旬に回収を試みたが、転樹もしくは流出していたため確認できず、回収することができなかった。なお、隣接する芦刈支所の試験では、モウソウチクに1,105個/本のサルボウが付着していた。また、2月末に実施した生息密度確認の調査では、試験漁場付近の多いところで0.5個/m²のサルボウが確認された。

※必要に応じ生残量(生残率)、黒霉等のデータや生産状況の写真等を添付すること。

佐有漁協指第52号
令和8年5月12日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏
< 公印省略 >

試験養殖実績報告書

令和7年5月8日付け試養第251002号で承認を受けたサルボウ試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別紙 令和7年度サルボウ採苗試験結果 報告書

別添様式第2号

試験養殖報告書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動植物の名称
サルボウ
- 2) 種苗の供給元および供給量(実績)
該当なし

2. 試験養殖実績

試験項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
採苗器(モウソウチク)の設置			↕								
稚貝採苗状況の確認							↕				
稚貝生息密度の確認											↕

3. 収支報告

1) 支出の部

費目	金額
モウソウチク	72,050

2) 収入の部

費目	金額
なし	

4. 試験結果の総括および課題、今後の展望

試験の結果、回収したモウソウチクには1,105個/本のサルボウが付着していた。
また、2月末に実施した資源量調査では試験漁場付近で0.1個/㎡のサルボウが確認された。

※必要に応じ生残量(生残率)、重量等のデータや生産状況の写真等を添付すること。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第71号の適用除外申請書

佐有漁協指第57号
令和8年5月12日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第71号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1. 適用除外の理由

有明海の特産種であるウミタケについて、ウミタケが生息している場所を中心に生息状況調査を予定している。本生息状況調査では、ウミタケの採捕を予定していることから、委員会指示の適用除外が必要である。

2. 調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源の適切かつ有効な資源利用を求められていることから、漁協にて詳細な調査を実施し、今年度の操業の可否、操業期間または委員会指示の要望の判断材料としたい。

3. 調査の方法

簡易潜水器を用いてウミタケの調査・採捕を行い生息箇所・生息密度・個体の大きさを把握する。

4. 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

ウミタケその他の底生生物 最大500個体程度

5. 適用除外の期間

令和8年5月23日から令和8年5月25日まで

6. 調査操業計画

別紙のとおり

7. 調査地点

佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を除く）

令和8年度 ウミタケ生息状況調査実施要領

1. 調査の目的 有明海の特産種であるウミタケについて、詳細な生息状況調査を行うことで必要な情報を把握し、操業の可否判断材料とすることを目的とする。
2. 調査の方法 簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、生息箇所・生息個数・生息密度・個体の大きさの把握を行う。
3. 調査年月日 令和8年5月23日（1日間） 予備日：5月25日
4. 調査時間 午前8時30分から午後1時まで（予定）
（午前8時芦刈棧橋集合、はがくれは戸ヶ里漁港より調査地点へ直行）
5. 調査漁船 簡易潜水器1隻
（漁協職員ならびにセンター職員各1名ずつ乗船予定）
（はがくれにて大詫間、南川副支所運営委員長同行予定）
6. 調査海域 佐賀県有明海区 （別紙参照）
7. 調査実施者への日当について
1隻1日あたり50,000円を日当備船料として支払う。

令和8年度ウミタケ生息調査従事者一覧

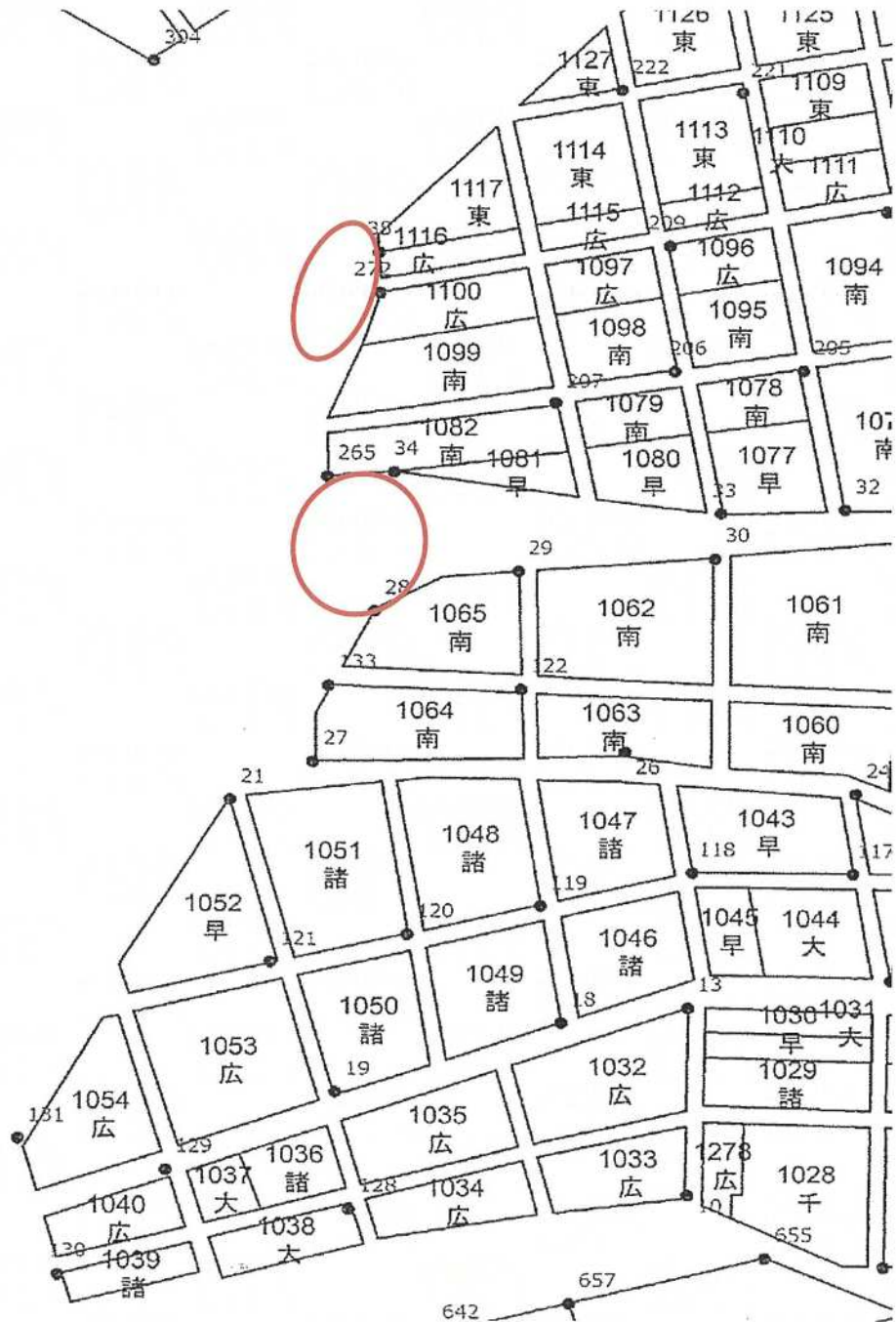
(簡易潜水器)

	従事者	所属支所	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			

使用船舶

	漁船登録番号	船名	トン数	推進機関	馬力	漁船所有者	潜水士
1							
2							
3							
4							
5							

令和8年度 ウミタケ生息調査実施区域 概略図



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号の適用除外申請書

令和 8 年 4 月 20 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

届出者 住 所 埼玉県川口市芝 6906 番地 10
株式会社東京久栄 技術センター
氏 名 株式会社東京久栄 技術本部
技術本部長 岡沢 聡

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号の適用除外を受けたいので申請いたします。

記

1 適用除外の理由

アサリ採苗・移殖実験として、ノリ養殖漁場(1022 号・1047 号)の一部(通路)において、実験用の網袋等で成長したアサリを採捕するため。

2 適用除外の期間

承認日 から 令和 9 年 2 月 28 日まで

3 調査の目的と方法

本調査は、水産庁発注事業「令和 8 年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業」として、有明海のノリ養殖場及び周辺に生息しているアサリ稚貝を有効に活用し、採苗・移殖技術を開発することを目的としている。採苗・移殖方法は、砂利等を入れた網袋の設置等を行い、その後、移殖ゴテ又は実験用網袋の回収によりアサリを採捕する。

4 調査に使用する船舶

添付資料 1 参照

5 調査を実施するものの住所及び氏名

添付資料 2 参照

6 採捕量

アサリ約 100 kg

7 その他

本調査は、特別採捕許可を申請中です。

添 付 書 類

- 添付資料 1 使用船舶一覧
- 添付資料 2 調査を実施する者の住所及び氏名
- 添付資料 3 調査時期
- 添付資料 4 採捕の区域
- 添付資料 5 調査内容と方法
- 添付資料 6 発注証明に関わる書類（写し）
- 添付資料 7 JV 協定書（写し）
- 添付資料 8 漁業協同組合同意書（写し）
- 添付資料 9 有明海漁業協同組合同意書（写し）

以上

添付資料1 使用船舶(諸富町支所所属)

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名
[Redacted]				

添付資料2 調査を実施する者の住所及び氏名

住所

氏名

住所

氏名

添付資料3 調査時期

調査時期は、令和8年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和9年1月、2月にアサリを採捕する予定です。

表1 各調査項目別の調査回数と概算採捕量

項目	回数	内容	地点数	概算採捕量
採苗実験	10回	網袋の回収	2点	約44kg
移殖実験	8回	網袋の回収	2点	約44kg
モニタリング(生物)	10回	移殖ゴテによる採取	2点	約12kg
合 計				100kg

添付資料4 採捕の区域

1. 実験実施場所

- 実験区は佐賀県有明海漁業協同組合および諸富町支所から同意を得た区画漁業権漁場(1022号・1047号)の海苔コマ間の通路に設置する(図1)。
- 実験区の規模は10m×20m程度とする。
- 実験区には、目印コンポーズを立て、そこに点滅灯、反射板および赤白旗を設置する(図2)。

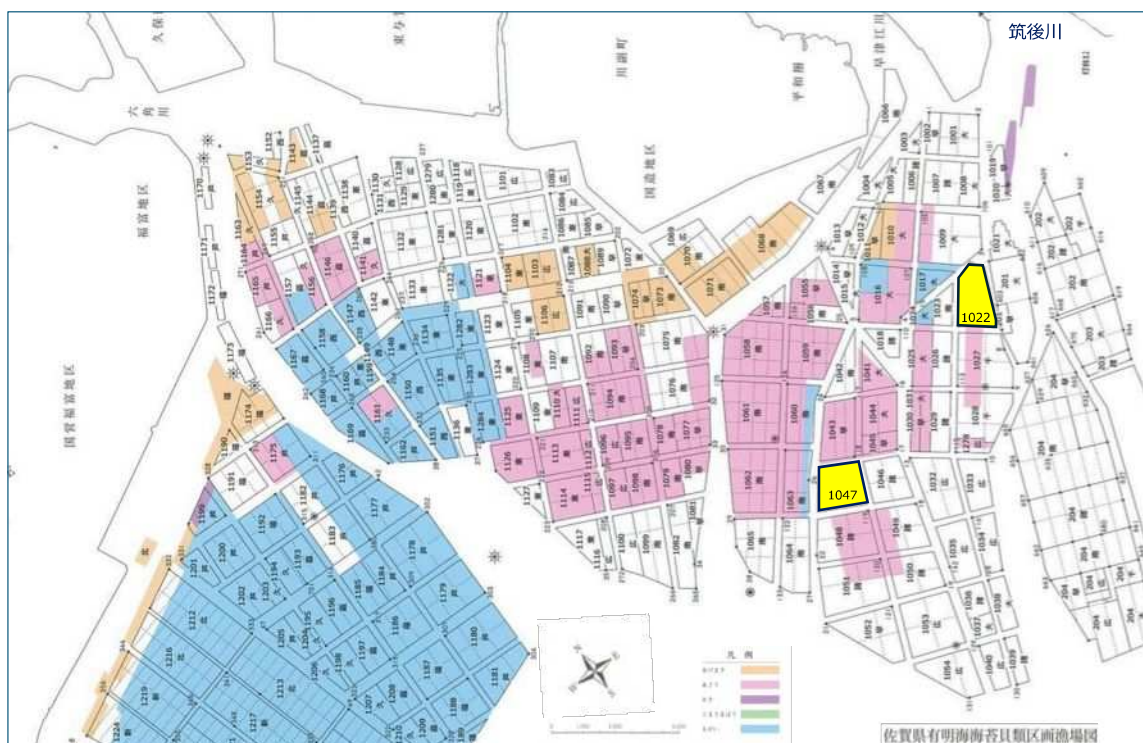


図1 実験実施場所

実験を実施する区画について黄色で示す。

(佐賀県有明海海苔貝類区画漁場図から引用および一部改変)



図2 実験区の様子(令和6年度時点)

左: 1022号 中: 1047号 右: 実験区目印

添付資料5 調査内容と方法

1.実験時期

- 実験時期を表1に示す。
- 採苗実験は令和8年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和9年1月、2月とする。
- 移植実験は令和8年6月、7月、8月、9月、11月、12月、令和9年1月、2月とする。
- 現場環境のモニタリングは令和8年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和9年1月、2月とする。

表1 実験の実施工程

項目	時期	令和8年(2026年)									令和9年(2027年)		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採苗実験			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
移植実験				○	○	○	○		○	○	○	○	-
モニタリング			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

2.実験内容・方法

- 採苗実験の概要を表2、移植実験の概要を表3、現場環境のモニタリングを表4に示す。

表2 採苗実験概要

項目	内容	
調査時期	令和8年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和9年1月、2月	
実験区	1022号	
方法	① 網袋に砂利を封入した採苗器を筏型に組み立てたものの上に設置する。 ② 網袋で採苗できたアサリについて令和8年5月から令和9年2月までモニタリングする。	
使用機器		●採苗器 大きさ：40cm×70cm程度 網：収穫ネット及びラッセル網 材質：ポリエチレン 基質：砂利 容量：4ℓ程度
		●離底器 材質：コンポーズ(FRP) サイズ：6m×0.5m

表3 移殖実験概要

項目	内容	
調査時期	令和8年6月、7月、8月、9月、11月、12月、令和9年1月、2月	
実験区	1022号、1047号	
方法	① 1022号で採取したアサリを砂利とともに網袋へ封入し、1047号へ移殖する。 ② 網袋は廃材コンポーズを筏型に組み立てたものの上に設置する。 ③ 移殖したアサリの生残状況を令和8年6月から令和9年2月まで確認する。	
使用機器		●採苗器 大きさ：40cm×70cm程度 網：収穫ネット及びブラッセル網 材質：ポリエチレン 基質：砂利 容量：4ℓ程度
		●離底器 材質：コンポーズ (FRP) サイズ：6m×0.5m

表4 現場環境のモニタリング概要

項目	内容
調査時期	令和8年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和9年1月、2月
実験区	1022号、1047号
方法	各実験区の原地盤において、20cm×20cmの正方枠を1点設置し、正方枠内の底質を採取後、その底質中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。これを3回繰り返す。

添付資料6 発注証明に係る書類(写し)

委託契約書

支出負担行為担当官水産庁長官 藤田仁司（以下「甲」という。）と令和8年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業共同実施機関代表者一般社団法人マリノフォーラム21（以下「乙」という。）は、令和8年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）委託事業名

令和8年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業

（2）委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり

（3）履行期限

令和8年4月11日

ただし、令和8年度の国の本予算が成立したときは、令和9年3月15日まで延長する。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 / 日

委託者（甲）東京都千代田区
支出負担行為担当官
水産庁長官 藤田 仁司

受託者（乙）東京都中央区八丁堀1-5-2
令和8年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証
事業共同実施機関代表者一般社団法人マリノフォー
ラム21
代表理事会長 廣野 洋

添付資料7 JV協定書(写し)

令和8年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業 共同実施機関協定書

(名称)

第1条 この機関は、令和8年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業共同実施機関（以下「機関」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機関は、主たる事務所を東京都中央区八丁堀1丁目5番2号 一般社団法人マリノフォーラム21内に置く。

(目的)

第3条 機関は、支出負担行為担当官水産庁長官（以下「水産庁長官」という。）との契約に基づく、令和8年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業（以下「委託事業」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

(構成員の住所及び名称)

第4条 機関の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

東京都中央区八丁堀1丁目5番2号
一般社団法人 マリノフォーラム21

神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番35号
日本ミクニヤ 株式会社

東京都千代田区岩本町二丁目4番2号
株式会社 東京久栄

東京都世田谷区駒沢3丁目15番1号
いであ 株式会社

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25
GRC横浜ベイリサーチパーク6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構

令和8年 2月 2日

一般社団法人 マリノフォーラム21 代表理事会長 廣野 淳

日本ミクニヤ 株式会社 代表取締役 徳岡 誠人 ㊟

株式会社 東京久栄 代表取締役社長 高月 邦

いであ 株式会社 代表取締役社長 田畑 彰久 ㊟

国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事長 中山 一郎 ㊟

添付資料8 漁業協同組合同意書(写し)

同 意 書

令和8年4月8日

株式会社 東京久栄 殿

貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 調査場所
佐賀県区画漁業権漁場(1022号・1047号)及び周辺
2. 調査期間
調査期間：令和8年5月～令和9年3月
3. 調査内容
 - ・底生生物調査(アサリ)
 - ・底質調査
 - ・アサリの生息環境調査(流況・水質)
 - ・アサリの採苗実験
 - ・アサリの移植実験

佐賀県有明海漁業協同組合 諸富町支所

運営委員長 弟子丸 充弘

添付資料9 有明海漁業協同組合同意書(写し)

同 意 書

令和8年4月13日

株式会社 東京久栄 殿

佐賀県有明海漁業協同
代表理事組合長 西久保

貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 実施者

株式会社 東京久栄

2. 調査場所

佐賀県区画漁業権漁場(1022号・1047号)及び周辺

3. 調査期間

調査期間：令和8年5月～令和9年3月

4. 調査内容

- ・底生生物調査（アサリ）
- ・底質調査
- ・アサリの生息環境調査（流況・水質）
- ・アサリの採苗実験
- ・アサリの移殖実験

水産第 638 号
令和 8 年 5 月 11 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県有明海区における区画漁業の漁場計画の変更について（諮問）

令和 6 年 9 月 1 日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法第 64 条第 4 項の規定により貴会の意見をお聴かせください。
なお、答申は令和 8 年 6 月 30 日までに提出してください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、寺田
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

漁場計画（案）

（令和8年5月）

佐賀県有明海区

区 画 漁 業 権

3 区画漁業

- (1) 公 示 番 号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の種類 第一種区画漁業
 - イ 漁業の名称 別表のとおり
 - ウ 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 - エ 漁場の位置 別表のとおり
 - オ 漁場の区域 別表のとおり
 - カ 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
- (3) 制限又は条件 別表のとおり
- (4) 免許予定日 令和8年10月1日
- (5) 申請期間 令和8年7月1日から令和8年8月7日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

備考

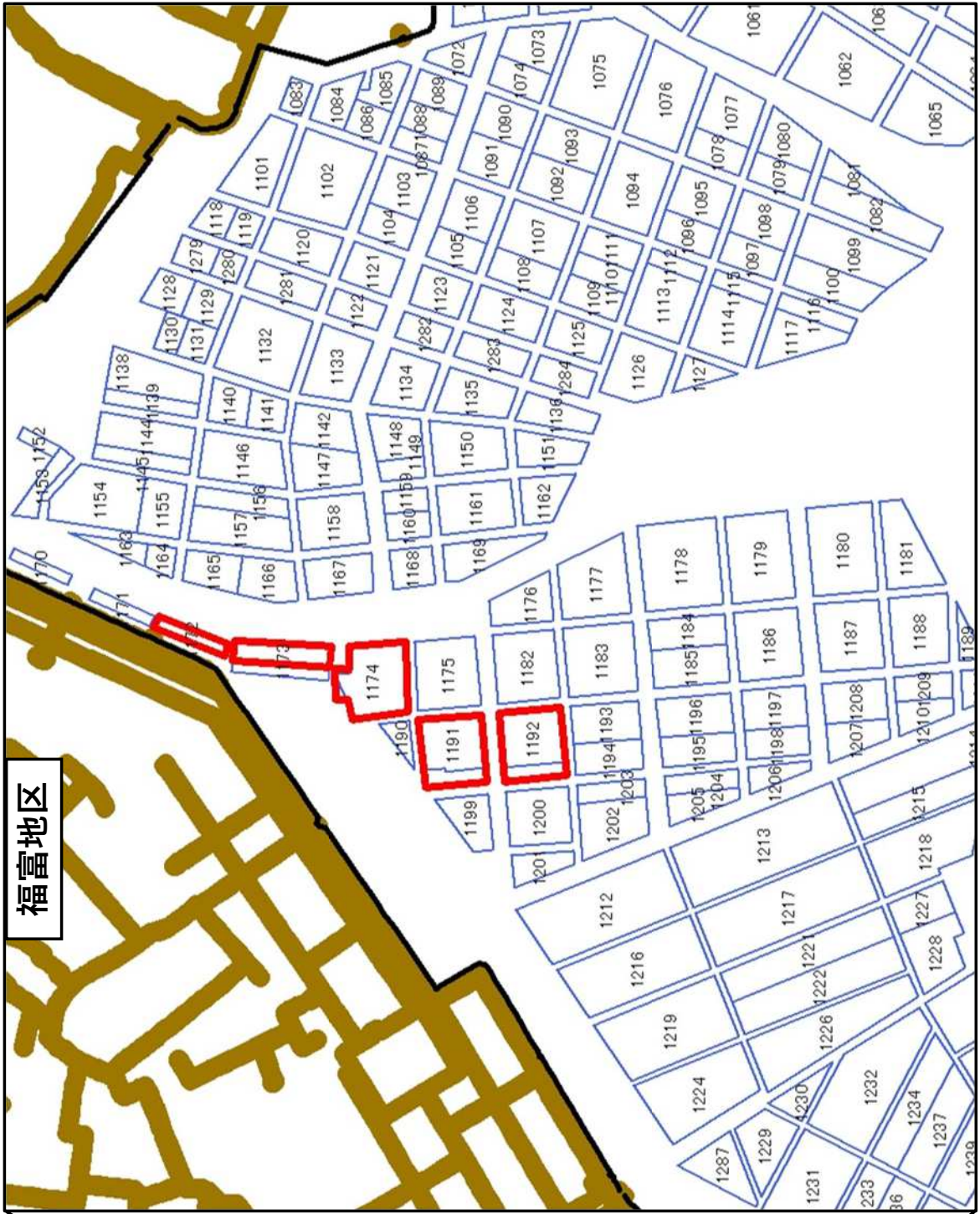
存続期間 令和8年10月1日から令和10年8月31日まで

別表第 1

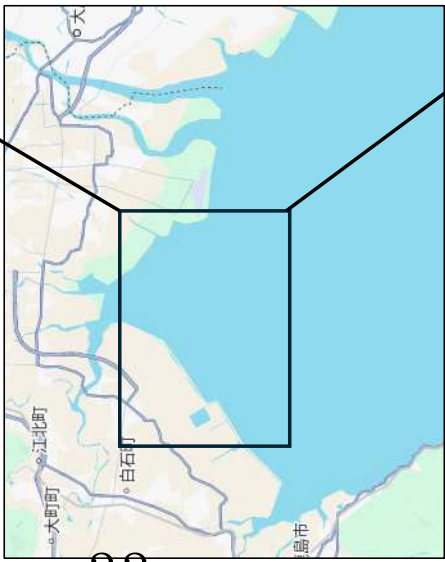
公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	制限又は条件	備 考
有区第1172号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分36秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒 点エ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分26秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の縮小
有区第1173号	のり養殖業	六角川みお筋	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分49秒 東経 130度13分24秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分22秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の縮小
有区第1174号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分22秒 点イ 北緯 33度09分14秒 東経 130度13分21秒 点ウ 北緯 33度09分13秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度08分56秒 東経 130度13分31秒 点オ 北緯 33度08分55秒 東経 130度13分05秒 点カ 北緯 33度09分12秒 東経 130度13分02秒 点キ 北緯 33度09分14秒 東経 130度13分10秒 点ク 北緯 33度09分17秒 東経 130度13分10秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	区画の変更
有区第1191号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分52秒 東経 130度13分02秒 点イ 北緯 33度08分32秒 東経 130度13分05秒 点ウ 北緯 33度08分31秒 東経 130度12分40秒 点エ 北緯 33度08分49秒 東経 130度12分38秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の拡大
有区第1192号	のり養殖業	国営干拓福富工区地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア 北緯 33度08分27秒 東経 130度13分05秒 点イ 北緯 33度08分08秒 東経 130度13分07秒 点ウ 北緯 33度08分06秒 東経 130度12分43秒 点エ 北緯 33度08分25秒 東経 130度12分40秒	杵島郡白石町大字福富、福富下分及び八平	団体漁業権	(7) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。 (4) 養殖小間の大きさは、横36メートル以上、縦54メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅1.5メートル、長さ18メートルの網ひび10柵以下でなければならない。 (9) 毎年4月30日までに養殖施設を除去しなければならない。	漁場の拡大

漁 場 計 画 図

区画漁業権図



福富地区



公 示

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、佐賀県有明海区における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

令和8年●月●日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西久保 敏

次回（第10回）委員会と同日

1 日 時

令和8年6月▲日（ ） 13：30～

2 場 所

佐賀市西与賀町厘外821番地4
佐賀県水産会館 大会議室

3 議 事

区画漁業の免許に係る漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区及び地元地区について

4 漁場計画の内容

佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局（佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県農林水産部水産課内）において閲覧に供するほか、ホームページにおいて公開する。

5 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

公聴会の2日前

6 公述者の注意事項

- (1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で令和8年6月■日（ ）までに、佐賀県有明海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。
- (2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
- (3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

水産第 552号
令和8年5月 8日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

あんこう網漁業の新規許可について（諮問）

あんこう網漁業について、追加の申請期間を設けていましたが、下記の者から新規の許可申請書が提出されました。

つきましては、あんこう網漁業許可方針に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

新規許可申請者：



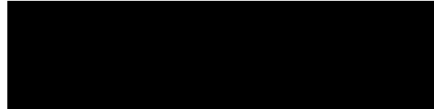
（担当：農林水産部水産課）

あんこう網漁業許可(起業認可)申請書

令和8年4月23日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所
氏名



下記により刺網漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。

記

第1 申請内容

- 1 漁業種類 あんこう網漁業
- 2 操業区域 佐賀県有明海(農林水産大臣管轄漁場を含む。)
- 3 漁業時期 1月1日から12月31日
- 4 漁獲物の種類 えび・その他
- 5 漁業根拠地 広江漁港
- 6 漁具の種類、数及び規模 別紙参照
- 7 使用する船舶
 - (1) 名称
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 集魚灯を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置

第2 申請理由(該当する□にチェックを入れてください。その他の場合は理由も記載してください。)

- 【新規申請】新たに当該漁業を営みたいため。
- 【更新申請】許可の有効期間が満了することに伴い、新たに許可(起業の認可)を受けたいため。
- 【代船申請】現在許可を受けている船舶を当該漁業に使用することを廃止し、上記の船舶にて許可(起業の認可)を受けたいため。
- 【承継申請】当該漁業を廃業する者が使用していた船舶と同じ船舶にて許可(起業の認可)を受けたいため。
- その他()

第3 誓約

私は、上記漁業の許可(起業の認可)申請に当たり以下の事項について誓約します。

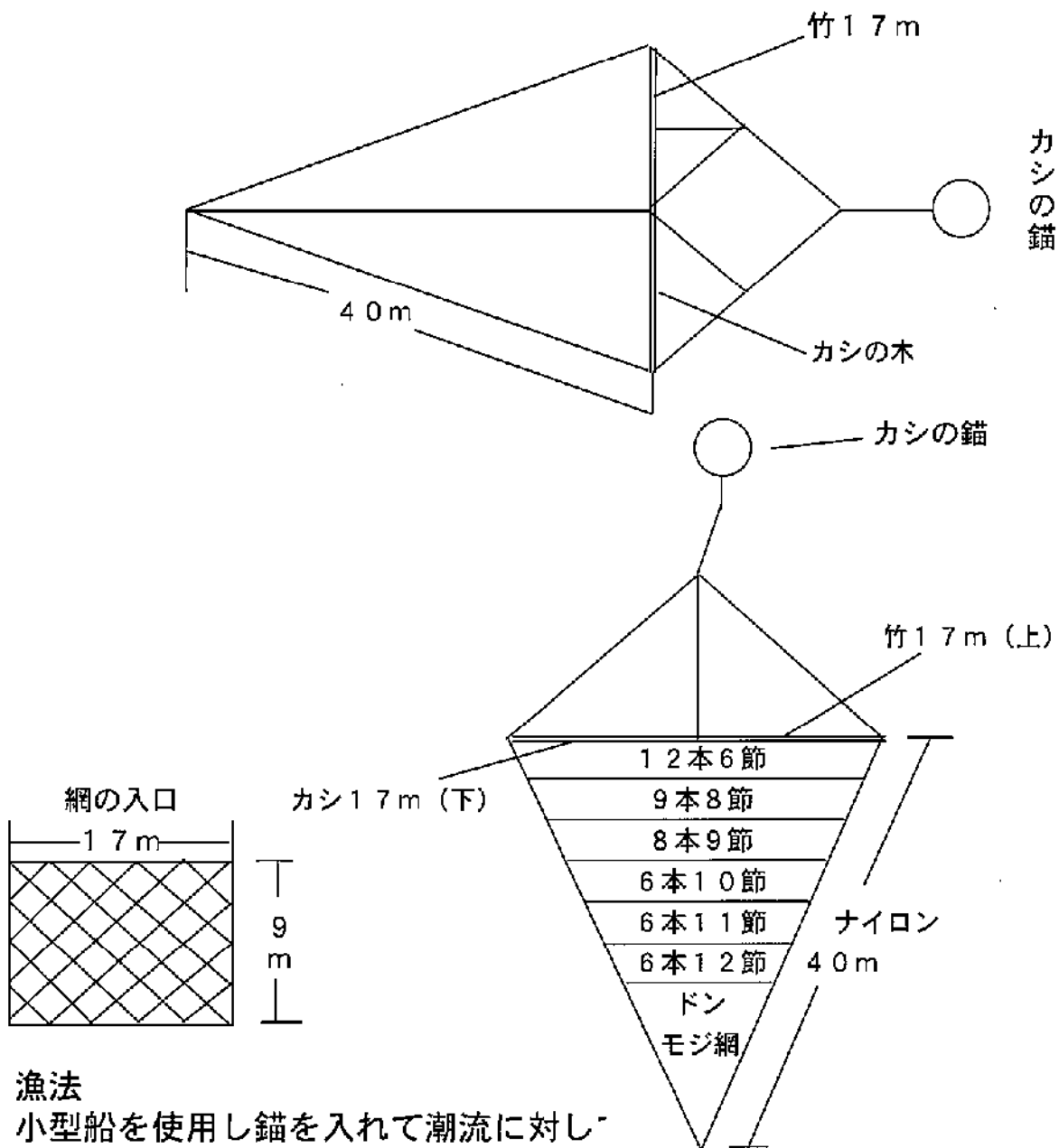
- 1 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項第1号から第4号まで(下記の(1)から(4)まで)のいずれにも該当しません。
 - (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - (2) 暴力団員等であること。
 - (3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 2 適切な資源管理を実践します。
- 3 漁業の生産力の向上に努めます。

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシー(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>)を御覧ください。

お問い合わせは、水産課漁業調整担当までお願いします。 電話：0952-25-7145 E-mail：suisan@pref.saga.lg.jp

漁具図

あんこう網漁業



あんこう網漁業許可方針

第1 制限措置

- 1 漁業種類
あんこう網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
漁業者の数 22人（漁具の統数 22統）
船舶の数 1人につき2隻まで
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。
 - ア 2親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。
 - イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者
 - (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (4) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (5) 適切な資源管理を實踐できる者
 - (6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月31日から令和4年5月1日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請者の数（以下「申請者数」という。）が、22人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは1とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和9年5月31日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数（以下「合計人数」という。）が22人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請

期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを申請者数から除く。

4 合計人数が22人に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

5 上記1～4に関わらず、同一人への2隻目の許可に係る申請期間は、令和4年3月31日から令和9年5月31日までとする。

第4 許可の基準

合計人数が22人を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、同一人による2隻目の許可に係る申請については、下記の優先順位に関わらずこれを許可する。

- (1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請に限る。
- (2) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のアに該当する者
- (3) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位を定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。

第5 条件

1許可者につき、使用できる漁具は1統までとする。なお、1許可者で2隻の許可を受けた場合においても同じ。

水産第 636 号
令和 8 年 (2026 年) 5 月 12 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義

ぶりに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量
の設定 (案) について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙 (案) のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 山本・伊藤)

ぶりに関する令和8管理年度（ぶりでは令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

ぶり

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県ぶり漁業	試行水準

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.03%	50 トン未満
かたくちいわし瀬戸内海系群			
ぶり	試行水準	—	